様式第1-1号

年　　　月　　　日

西ノ島町長　坂栄　　一秀　様

参　加　表　明　書

下記業務の公募型プロポーザル方式による基本構想策定委託業務の選定において、参加の希望を表明します。

なお、参加表明にあたり、西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務実施要領に定める参加資格に該当する者であること、並びに本書及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

業　務　名　　西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務

（提 出 者）

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先担当者）

　 所　属　：

 氏　名　：

 ＴＥＬ　：

 ＦＡＸ　：

 メール　：

様式第1-2号

年　　　月　　　日

西ノ島町長　坂栄　　一秀　様

参　加　表　明　書

下記業務の公募型プロポーザル方式による基本構想策定委託業務の選定において、参加の希望を表明します。

なお、参加表明にあたり、西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務実施要領に定める参加資格に該当する者であること、並びに本書及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

業　務　名　　西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務

（提 出 者）

　　　　　　　　　　　　　　　基本構想策定共同企業体名

　　　　　　　　　　　　　　　代表企業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　構成企業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先担当者）

　 所　属　：

 氏　名　：

 ＴＥＬ　：

 ＦＡＸ　：

 メール　：

様式第２号

西ノ島町長 坂栄　一秀　様

プロポーザルに係る質問書

　　　　　年　　　月　　　日

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当部署

　　　　　　　　　担当者氏名

電話番号

　ＦＡＸ

E-mail

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当ページ | 質問事項 | 内　　　　　　　容 |
|  |  |  |

記載上の注意

１　該当ページ欄には、「実施要領」および「仕様書」の区分を明示すること。

２　記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。

様式第３号

年　　　月　　　日

西ノ島町長 坂栄　一秀　様

企　画　提　案　書　提　出　書

下記業務の公募型プロポーザル方式による基本構想策定委託業務において、企画提案書を提出します。

記

業　務　名　　西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務

（提 出 者）

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（連絡先担当者）

　 所　属　：

 氏　名　：

 ＴＥＬ　：

 ＦＡＸ　：

 メール　：

様式第４号

西ノ島町長 坂栄　一秀　様

西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務

プロポーザル参加辞退届

　　　年　　　月　　　日

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当部署

　　　　　　　　　担当者氏名

電話番号

　ＦＡＸ

E-mail

　　　年　　月　　日付けで表明しました企画提案への参加については、下記の理由により参加を辞退したいので、届け出ます。

記

理　由

参考様式

基本構想策定共同企業体協定書

（目的）

第１条 当基本構想策定共同企業体は、西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想策定委託業務（以下「委託業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とし、他の事業は一切行わない。

（名称）

第２条 当基本構想策定共同企業体は、　　　　　　　基本構想策定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、　　　　年　月　日に成立し、基本構想策定業務の委託契約の履行後１２箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

３　基本構想策定業務を受託できなかったときは、当企業体は、第１項の規定にかかわらず、当基本構想策定業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所　 在 　地　　○○市○○町○○番地

　　　　商号又は名称

　　　　所 　在 　地　　○○市○○町○○番地

　　　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、基本構想策定業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条 当企業体の各構成員の出資割合は次のとおりとする。

　　出資の割合　　商号または名称　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　商号または名称　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮し構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に参入する。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、基本構想策定業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　し、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、基本構想策定業務完了後、当該業務について決算するものとする。

（利益の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が基本構想策定業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して基本構想策定業務を完成する。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７　構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合等においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１８条　代表者が脱退した場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（業務完了後解散までの間における構成員の脱退、破産または解散した場合等の処置）

第１９条　構成員の中のいずれかが基本構想策定業務完了後当企業体が解散に至るまでの期間において脱退し、破産し、または解散した場合等における処置については、残存構成員の決するところによる。

（解散後のかし担保責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○基本構想策定共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　年　　月　　日

○○○委託共同企業体

所在地

代表者　　商号又は名称

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞

○○○委託共同企業体

所在地

構成員　　商号又は名称

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞